# 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン

# 説明会

日程	曜日	地区	会場	開始
11月19日	H	大船	玉縄学習センター分室	17:30
11月22日	火	鎌倉	市役所講堂	19:00
11月24日	木	深沢	深沢学習センター	19:00
11月25日	金	腰越	腰越学習センター	19:00
11月26日	+	鎌倉	市役所講堂	14:00
11月26日	H	深沢	深沢学習センター	17:30
11月27日	Ш	腰越	腰越学習センター	14:00
11月27日	Ш	玉縄	玉縄学習センター	17:30
11月29日	火	玉縄	玉縄学習センター	19:00
11月30日	水	大船	玉縄学習センター分室	19:00

鎌倉市 まちづくり計画部 深沢地域整備課

### 深沢地区のまちづくり

### ~第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画より~

### 鎌倉市の3つの拠点と特性



### 深沢地区のまちづくりの経緯

平成16年9月 「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」

※まちづくりのテーマを「ウェルネス」とする

令和元年8月 「東海道本線大船駅・藤沢駅間村岡新駅(仮称)及び自由通路設置

に伴う概略設計等の実施に関する協定書」

(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本)

令和2年7月 「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置

深沢の新しいまちづくりにおけるまち並みや景観のルールを定めるまちづくりガイドラインの策定に

向けた検討を開始

令和3年2月 「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅(仮称)設置に関する覚書」締結

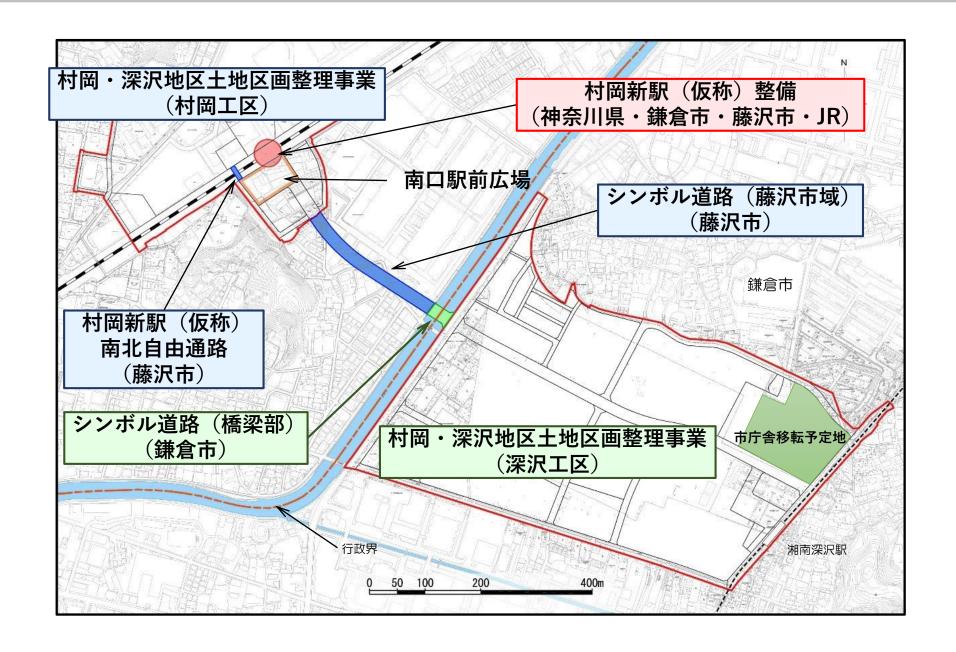
(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本)

令和3年3月 「村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定」締結

(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、UR都市機構)

令和4年3月 都市計画決定(土地区画整理事業、地区計画ほか)

### 深沢地区まちづくりの概要



### 深沢地区のまちづくりの検討状況

まちの未来を考える

まちの土台 を整える まちの姿が 見え始める まちに賑わいが生まれる

2020年度 **令和2年度**  2021年度 **令和3年度**  2022年度 **令和4年度**  2023・2024年度

令和5・6年度

2028年度

令和10年度

2033年度

令和15年度

まちづくりガイドライン策定

まちづくりガイドライン運用

新駅合意

都市計画決定

土地区画整理事業認可

工事 着手

新广舎開广

新駅開業

工事完了

計画づくり

道路、橋、電気などインフラの工事

本庁舎に始まり、オフィス・商業・住宅などの建設

※スケジュールは2022年11月時点の想定で、変更となる場合があります。

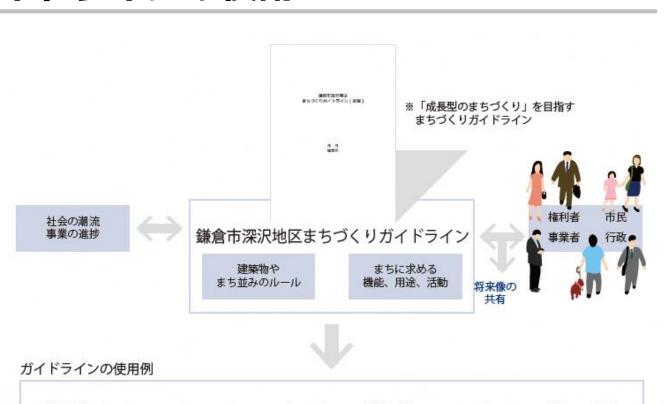
# まちづくりガイドラインとは

まちづくりの方針やルールを定め、まちの将来像を市民、権利者、事業者、行政で共有し、協力しながらまちづくりを進めていくための指針となるもの。



### 深沢地区まちづくりガイドラインの役割

深沢地区まちづくりガイドラインは、建築物やまち並みの景観ルールに加え、まちに求める機能や用途のほか、エリアマネジメントによる活動も含めた具体的な方策を定めます。



法的制約をかけるルール

ガイドラインの一部を「地区計画」 に記載し、法的な制限とする オープンスペースの整備方針

土地区画整理事業や各街区に 実施が想定される開発の際に、 ガイドラインを基にオープンス ペースの整備を求める ガイドライン自体での誘導

地区計画、条例等で規制できない 建築のルールは、ガイドラインに 沿って協議して誘導する



まちの魅力の向上

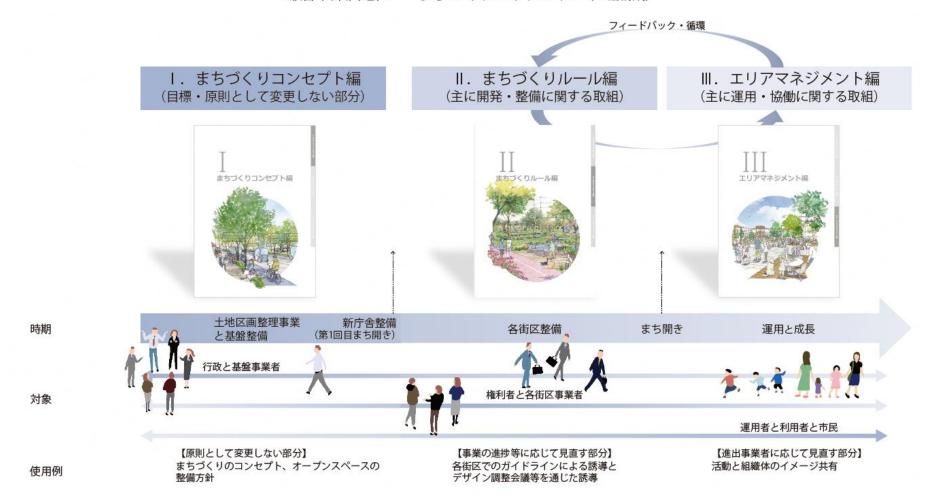
まちの魅力の継続的な維持

資産価値の向上 シビックプライドの醸成

# まちづくりガイドラインの構成

「I. まちづくりコンセプト編」は、原則として変更しない部分とし、「II. まちづくりルール編」、「III.エリアマネジメント編」は、社会潮流に応じて見直し、変更が可能な部分として構成します。

鎌倉市深沢地区 まちづくりガイドライン (3編構成)



× INNOVATION

スマートシティ

GREEN

グリーンインフラ\*

循環型社会\* ン

# まちのコンセプト

# GREEN × INNOVATION 深沢

~地球の未来を守るための鎌倉深沢の新たな挑戦~



### 賑わい

### 交流がうまれるまち

- 1. 用途の複合によって都市交流を創出します
- 2. ウェルネス、イノベーション交流を促進する機会を創造します
- 3. 多様な交流や賑わいが生まれる屋外空間を創造します



### 移動

### 歩きたくなるまち

- 1. 安全、安心で歩きやすい歩行環境を形成します
- 2. 公共交通中心のまちの推進を図ります
- 3. 歩きやすいまちを形成するため車交通を抑制します





### 防災・環境 「生命」にやさしいまち

- 1. 全市における防災拠点を形成します
- 2. 公共と民間が連携した災害に強いまちづくりを図ります
- 3. 災害に強いコミュニティをつくります
- 4. 水害など激甚化する気象災害に対応するレジリエントなまちを創ります
- 5. 脱炭素、循環型社会に向けたまちづくりを実現します



### 緑・景観 水とみどりに囲まれたまち

- 1. 緑の拠点と歩行者ネットワークによって魅力ある緑景観を形成します
- 2. 周辺の自然豊かな環境と調和した都市景観を形成します
- 3. 鎌倉の新しい顔としてふさわしいまち並み景観を創出します



### まちの空間構成

### オープンスペースの考え方

主なオープンスペース

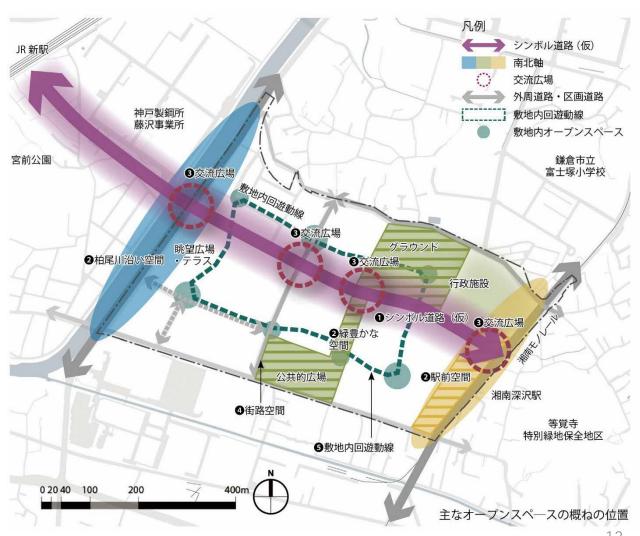
●シンボル軸:シンボル道路(仮)

### 23つの南北軸

- ・駅前空間
- ・緑豊かな空間
- ・柏尾川沿い空間

❸4拠点:交流広場

母敷地内回遊動線(オープンスペース 含む)



### 12 のまちづくりルール

まちづくりルール編では、12 のまちづくり目標を実現するための50 のルールを解説します。市民、事業者と行政が一体となって推進し、持続発展可能なまちを創造していきます。

#### 賑わい

- 1. 賑わいを形成する多様な導入機能の誘導
- 2. 賑わいを形成する機能の配置
- 3. 賑わいを演出する空間の構成

#### 移動

- 4. 歩きやすく魅力的な歩行環境の整備
- 5. 歩きやすく魅力的な敷地内通路とオープンスペースの整備
- 6. 次世代交通と公共交通のネットワーク形成

#### 防災・環境

- 7. 防災を強化する街区の形成
- 8. 気象災害に強いレジリエントなまちづくり
- 9. 脱炭素、循環型社会の実現に向けた環境目標の設定

#### 緑•景観

- 10. 緑の拠点と歩行者ネットワークによる魅力ある緑景観の形成
- 11. 歴史ある緑と調和した良好な都市景観の形成
- 12. 新たな拠点にふさわしいまち並みの形成

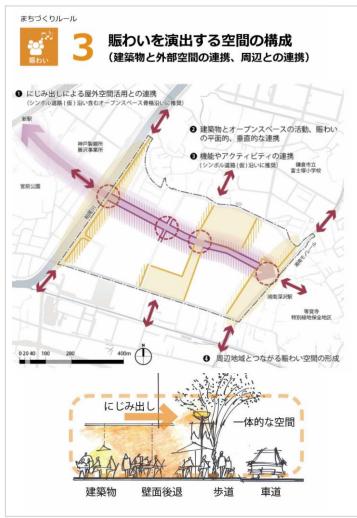


### 12 のまちづくりルール:賑わい

- 1. 賑わいを形成する多様な導入機能の誘導
- 2. 賑わいを形成する機能の配置
- 3. 賑わいを演出する空間の構成



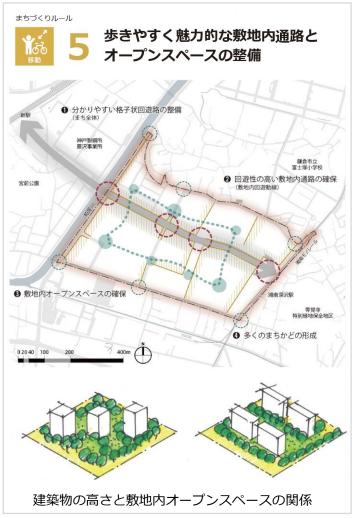




### 12 のまちづくりルール:移動

- 4. 歩きやすく魅力的な歩行環境の整備
- 5. 歩きやすく魅力的な敷地内通路とオープンスペースの整備
- 6. 次世代交通と公共交通のネットワーク形成



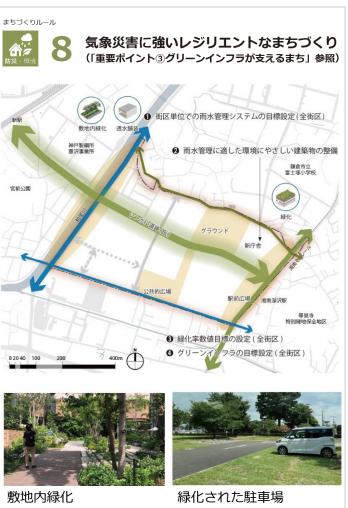




### 12 のまちづくりルール:防災・環境

- 7. 防災を強化する街区の形成
- 8. 気象災害に強いレジリエントなまちづくり
- 9. 脱炭素、循環型社会の実現に向けた環境目標の設定







建築物等の脱炭素化に向けた設計、運用の取組実施

#### 廃棄物の循環

室内環境の適正化

- 3R(ごみを減らす、繰り返し使う、再利用する)を推進
- 産学連携による「プラスチック地捨地消」等地域 資源の循環の実現
- 生ごみ処理機を利用して生 ごみをたい肥にし、グリー ンインフラの植物育成等に 活用

#### 水資源の循環

• 雨水の適正な管理による都 市の健全な水環境を実現

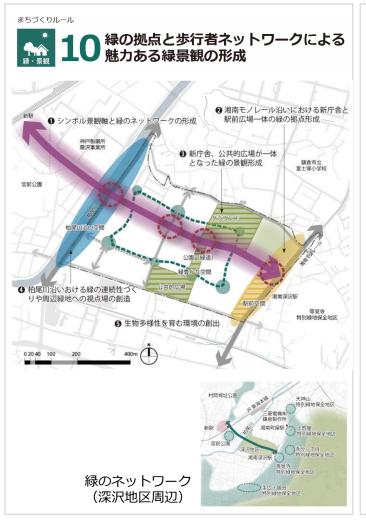


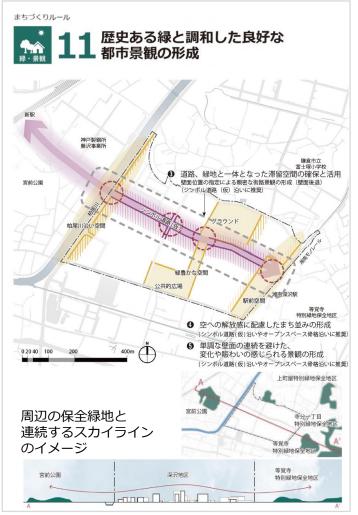
(出典:日建設計総合研究所

雨水利用した水資源の循環の取組(出典:国土交通省)

### 12 のまちづくりルール:緑・景観

- 10. 緑の拠点と歩行者ネットワークによる魅力ある緑景観の形成
- 11. 歴史ある緑と調和した良好な都市景観の形成
- 12. 新たな拠点にふさわしいまち並みの形成







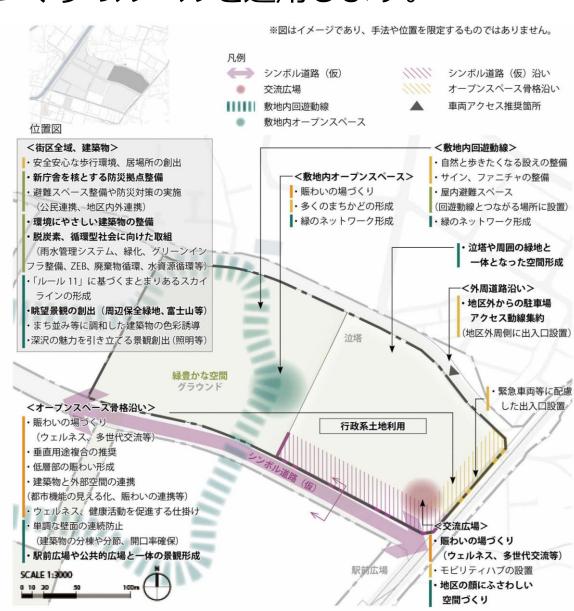
# 各街区のまちづくりのルール

### 各街区でコンセプトを決め、まちづくりのルールを適用します。

### 各街区のまちづくりルールの例(行政系土地利用)

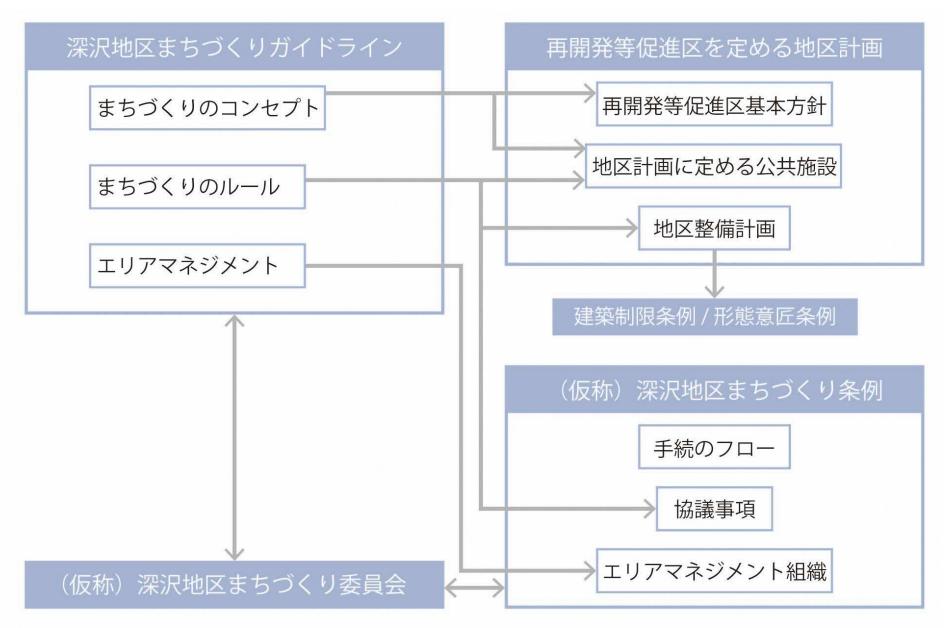
鎌倉の新しい顔となり、市民の交流を育む新 庁舎、総合体育館、グラウンドを整備し、イ ノベーションやウェルネスを促進するととも に、防災拠点を形成し、気候変動にも対応す るレジリエントなまちの拠点をつくります。





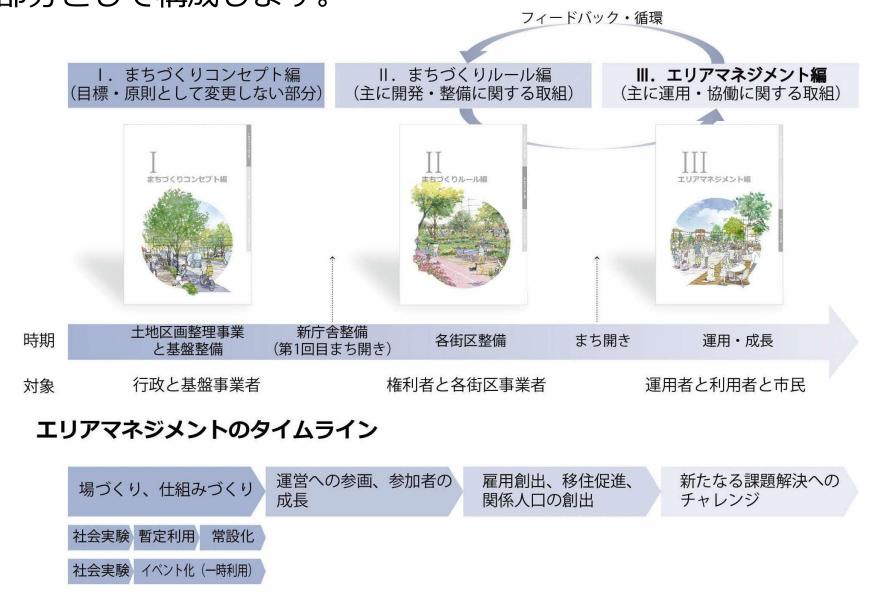
### ガイドラインの運用と仕組み

### 深沢地区における推進体制および実現手法の枠組み(案)



### エリアマネジメントの位置付け

「III. エリアマネジメント編」は、社会潮流に応じて見直し、変更が可能な部分として構成します。



# 深沢エリアマネジメントのイメージ(案)

官民を越えて連携し、皆で安全快適で住みやすく賑わいのある美しいまちを維持管理していきます。

大学・研究機関・行政

学習・研究・ 補助事業等提案

### 深沢地区エリアマネジメント組織

地権者協議会(企業・住民)協力 関連企業・鎌倉市等

地域参画・活動 市民・地域組織・地権者 (企業含む)

事業化の企画・調整 関連企業



公共空間広場におけるイベント



道路空間の利活用

# パブリックコメント

〇閲覧及び意見募集期間

令和4年11月24日(木)から12月23日(金)まで(期間内必着)

○意見を提出できる方

市内在住・在勤・在学、本市に納税義務のある方、本件に関して利害関係を有する方。

(鎌倉市意見公募手続条例第2条第3号に規定された「市民等」に基づく)

○意見の提出方法

本市のホームページ、下記配布場所にある意見公募用紙または任意の書式に、住所、氏名及び電話番 号を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。※電話や口頭による意見は受け付けません。

メール	件名:「深沢地区まちづくりガイドライン(素案) について」 宛先: kamafuka@city.kamakura.kanagawa.jp	直接提出	・市役所本庁舎3階まちづくり計画部深沢地域整備課 ・市役所本庁舎1階受付前・鎌倉生涯学習センター・各市立図書館にある回収箱に投函※受付は、期間中の各施設の開館時間です。		
郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市まちづくり計画部深沢地域整備課宛て		0467-23 -8700 鎌倉市まちづくり計画部深沢地域整備課宛て		
鎌倉市電子申	https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=41091				

請シス テム

又は、右側のQRコードから専用ページにアクセスできます。

専用ページへは こちらから 🕨



○資料配布場所

深沢地域整備課(市役所本庁舎3階)、市役所本庁舎1階ロビー、各市立図書館

○意見の公表

いただいたご意見は、意見募集場所及び市ホームページで公表する予定です。 また、いただいた意見に対しての個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

○パブリックコメント実施案内のホームページ 市HPで「ガイドライン,パブリックコメント」と検索、又は上記のQRコードからご覧ください。